

(仮称)川内鬼太郎山風力発電事業 環境影響評価準備書

意見概要と事業者見解

令和元年 7 月

J R 東日本エネルギー開発株式会社

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	3
(5) 縦覧者数	3
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	4
(1) 公告の日及び公告方法	4
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	4
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	5
1. 環境の保全の見地からの意見	5
(1) 事業計画	5
(2) 騒音及び超低周波音	6
(3) 水質（水の濁り）	6
(4) 電波障害	7
(5) 動物・植物・生態系	7
(6) 景観	25
2. その他の意見	27

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 16 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及び要約書を公告の日から起算して約 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成 30 年 10 月 30 日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙 1 参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

・平成 30 年 10 月 30 日（火）付 福島民友新聞社、福島民報社の全県版

※平成 30 年 11 月 16 日（金）に開催する説明会についての公告を含む。

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

・広報かわうち 11 月号（平成 30 年 11 月 1 日発行）（別紙 2-1 参照）

・いわき市小川支所お知らせチラシ（平成 30 年 10 月 26 日（金））

（別紙 2-2 参照）

③ インターネットによるお知らせ

平成 30 年 10 月 30 日（火）又はそれ以降から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・福島県のウェブサイト（別紙 3-1 参照）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/eia-zisshianken/eia-anken-law-22.html>

・いわき市 ウェブサイト（別紙 3-2 参照）

<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1450751689820/index.html>

・大熊町 ウェブサイト（別紙 3-3 参照）

<https://www.town.okuma.fukushima.jp/soshiki/kikakuchosei/8658.html>

・富岡町 ウェブサイト（別紙 3-4 参照）

<https://www.tomioka-town.jp/oshirase/2128.html>

・檜葉町 ウェブサイト（別紙 3-5 参照）

<http://www.town.naraha.lg.jp/kurashi/c05/001907.html>

・J R 東日本エネルギー開発株式会社 ウェブサイト（別紙 3-6～3-7 参照）

<http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/info/oninews201810.html>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 11 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 福島県庁生活環境部環境共生課(西庁舎八階) (別紙 4 参照)

福島県福島市杉妻町 2-16

- ・ 福島県会津地方振興局県民環境部環境課 (別紙 4 参照)

福島県会津若松市追手町 7-5

- ・ 福島県いわき地方振興局県民部県民生活課

福島県いわき市平字梅本 15

- ・ いわき市役所本庁舎一階市民ロビー (別紙 4 参照)

福島県いわき市平字梅本 21

- ・ いわき市役所小川支所

福島県いわき市小川町高萩下川原 15

- ・ 檜葉町役場くらし安全対策課

福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂 5-6

- ・ 富岡町役場生活環境課

福島県双葉郡富岡町本岡王塚 622-1

- ・ 川内村役場総務課

福島県双葉郡川内村大字上川内字早渡 11-24

- ・ 大熊町役場会津若松出張所企画調整課

福島県会津若松市追手町 2-41

- ・ 大熊町役場いわき出張所環境対策課

福島県いわき市好間工業団地 1-43

- ・ 大熊町役場中通り連絡事務所 (別紙 4 参照)

福島県郡山市希望ヶ丘 11-10

② インターネットの利用による縦覧

- ・ J R 東日本エネルギー開発株式会社 ホームページ

<http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：平成 30 年 10 月 30 日（火）から平成 30 年 11 月 30 日（金）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・縦覧時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
- ・電子縦覧：平成 30 年 10 月 30 日（火）午前 0 時から平成 30 年 11 月 30 日（金）
午後 5 時まで

なお、インターネットの利用による縦覧については、電子縦覧の期間、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（記名者数）は 11 名であった。

（内訳）福島県庁生活環境部環境共生課	3 名
福島県会津地方振興局県民環境部環境課	0 名
福島県いわき地方振興局県民部県民生活課	0 名
いわき市役所本庁舎	1 名
いわき市役所小川支所	2 名
檜葉町役場環境防災課	0 名
富岡町役場復興推進課	0 名
川内村役場総務課	5 名
大熊町役場会津若松出張所企画調整課	0 名
大熊町役場いわき出張所環境対策課	0 名
大熊町役場中通り連絡事務所	0 名

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 3,090 回であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙 1、別紙 2 別紙 3 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

① 開催日時、開催場所及び来場者数

平成 30 年 11 月 16 日 (金)

・開催時間及び場所：

18：30～20：00 川内村コミュニティセンター

(福島県双葉郡川内村大字上川内字小山平 15)

来場者数：15 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 30 年 10 月 30 日 (火) から平成 30 年 12 月 14 日 (金) まで

(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函

② J R 東日本エネルギー開発株式会社への書面の郵送、FAX 及び電子メール

(3) 意見書の提出状況

合計 9 名の方から、9 通の意見書が提出された。

第2章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条の規定に基づく環境影響評価準備書について、環境の保全の見地から提出された意見は77件であった。準備書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

1. 環境の保全の見地からの意見

(1) 事業計画

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書1）

東京都豊島区在住 A 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
1	「風車ヤードや搬入路等の敷設に伴う樹木の伐採や土地の改変は、必要最小限にとどめる。」とあるが、具体的な量や計画はあるのか。また、事業後に結果を公表するのか。	現時点で計画している樹木伐採は準備書 P2-34 表 2.2.7-2 に示すとおりです。また、改変面積は準備書 P2-19 表 2.2.6-3、具体の改変箇所は、準備書 P2-13～2-18 図 2.2.6-2(1)～(6)に示すとおりです。またこの計画は、土地の改変や樹木の伐採を最小限にとどめるよう検討したものです。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書2）

福島県郡山市在住 B 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
2	事業計画地を含む川内村の東部は、原子力発電所事故による放射性物質の影響が残る地域です。工事の際、濁水や粉じんの発生により、放射性物質を周辺環境に拡散、飛散させないよう細心の注意を払ってください。	工事の実施に際しては、濁水や粉じんの発生により放射性物質を周辺環境に拡散、飛散させないように努めます。
3	郡山市の布引高原風力発電所が地方の観光地になっていること等をふまえ、川内村や福島県の復興に貢献できる発電所を目指してください。 地域への貢献こそが、村民や県民が求め、願っていることです。	地域に根ざしたプロジェクトとすることにより、地域の雇用創出や地域経済の発展を通し、川内村や福島県の復興に貢献できる発電所を目指します。

(2) 騒音及び超低周波音

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 3）

東京都小平市在住 C 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
4	陸上における大規模な風力電源開発については、不確定な要素が多く、その計画を進めようとする事業者には、一層の配慮が求められている。 そもそも、最近商用発電用に使われることが多くなっている発電出力 2,000kW 級を超えるような大型の風力発電機というものについて、一般に基礎的な知識の普及が遅れており、単に分からないから関係する立場になると不安を感じられるようになる人が少なくないと考えられる。確かに環境影響評価図書は環境影響評価の手続きのための図書であるが、環境影響評価を的確に行う上でも、計画施設の特性をできるだけ精確に把握することが重要であり、一般に風力発電機とはどのようなものであるか、環境影響評価図書の記載においても分かり易く解説を加える必要があると考えられる。 その上で、風力発電機から発生する騒音及び低周波音については、どのようなものなのか、最先端技術を含めて最新の科学的知見を整理して明らかにした上で、的確な調査計画が立案されるべきである。この点、当該準備書 471 頁以降において記載されている騒音に係る調査、予測及び評価の結果については、必ずしも科学的根拠が明瞭にされているとは言えないので、必要な説明が補足されるべきである。	風力発電機の特長について、特に地域の皆様にご理解いただくことは重要と考えておりますので、環境影響評価準備書の住民説明会、事業説明会を通して周知に努めています。 なお、本事業を計画している川内村においては既に複数の事業者により風力発電機が設置されていることから、当該地域は風力発電機に対する認識は進んでいる地域であると考えます。 風力発電機から発生する騒音及び低周波音については、本準備書において平成 29 年 5 月に環境省より示された「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」による評価を実施するなど、最新の科学的知見をいち早く取り込んでいます。

(3) 水質（水の濁り）

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 4）

神奈川県平塚市在住 D 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
5	水質（水の濁り）について、事業予定地は地図で見ると限り等高線が狭く傾斜がある場所だと考える。そのため対象事業実施区域（風力発電機の半径 0.5km～1.0km）の範囲のみの濁度、流量、浮遊物質質量では、土砂崩れや地滑りなどを防ぐには不足していると考えられる。よって調査区域（1.0km～1.5km 程）を広げるべきだと考える。	水質（水の濁り）の調査地点は、地形等を考慮のうえ、工事中の濁水が流入しうる位置に設定しています。

(4) 電波障害

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 1）

東京都豊島区在住 A 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
6	電波障害が発生した場合、専門家等からのヒアリングにより、その状況に応じた適切な受信対策を検討するとあるが、その対策は会社側が行うのか？	電波障害については、調査・影響検討結果について、放送関係機関への報告・協議を実施のうえご理解を頂いております。今後、事業の実施により電波障害が生じた場合には、放送関係機関と協議のうえ受信対策について適切に対応いたします。

(5) 動物・植物・生態系

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 5）

埼玉県さいたま市在住 E 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
7	P639 以降の「録音ファイル数」は「音声ファイル数」ではないのか。P633 では「録音された音声ファイルは」と記載されている。通常、録音ファイルにはコウモリの音声以外のノイズが多数入っている。	P639 以降の「録音ファイル数」は、コウモリの音声以外の録音ファイルを除外した「音声ファイル数」の誤記載のため、評価書において訂正いたします。
8	P639 のデータを見ると明らかにダブルカウントが含まれた集計である。これはマイク間が 20m しかないことから明らかである。高所を飛翔するコウモリ類は比較的低い超音波を発声するが、その音圧は強く、50-100m 先まで到達することはすでに知られている (Bat of Britain and Europe. 2016)。マイクの設置方法に問題があるが、ダブルカウントを除去したデータで以降の調査結果を述べるべきである。	バットディテクターの探知可能距離を踏まえると、10m、30m、50m でそれぞれ録音したファイルには、重複したデータが含まれている可能性について認識しています。本調査は、各高度帯での活動量の把握を目的として実施したものであり、どの高度帯がコウモリ類の利用頻度が高いかについて考察しました。
9	P641 における BD1 地点の 10m および 50m の 7 月 21 日以降は明らかな欠測である。本調査では「SM4BATFS」を使用していることから「Summary」ファイルが形成される。欠測でないのならば、7 月 21 日以降の BD1 のすべての「Summary」ファイルを記載すること。BD2 についても 8 月中旬から 9 月中旬および 9 月上旬から 10 月上旬の 50m の「Summary」ファイルを示すこと。	BD1 及び BD2 の 7 月 21 日から 7 月 31 日、BD1 の 10 月 27 日から 11 月 30 日は欠測のため、評価書において欠測である旨を明記します。
10	P641 および P642 には「18 時～翌日 6 時までの平均気温が一時的に下がった日もしくはその直後の日に録音ファイル数が多くなる傾向が確認された」と記載されているが、その傾向があるとは読み取れない。そもそも BD1 は 7 月以降のデータがない。「確認した傾向」を示す詳細な記録を示すこと。	P641 の図 10. 1. 9-5 及び P642 の図 10. 1. 9-6 の整理結果から、音声ファイル数が多いのは 18 時～翌日 6 時までの平均気温が一時的に下がった日もしくはその直後の日の録音記録が多いと判断したものです。また、7 月以降のデータ数はそれ以前と比べて少ないですが、同様の傾向となっています。

No.	意見の概要	事業者の見解
11	P644 において「また、BD1 と同様、日没直後や日出直前に該当する 18 時～19 時、4 時～6 時は少なかった。これらのことから、対象事業実施区域の周辺にはコウモリ類のねぐらが分布していないことが示唆された」と記載されているが、そもそも BD1 は 6 月から 2 か月程度しか調査されておらず、コウモリの活動期間の考察はできない。さらに BD2 は 16 時から 17 時で 18 回、17 時から 18 時で 31 回、18 時から 19 時では 174 回(平均して 1 分間に 2.9 回)もの出現がある。出現回数は個体数を示すものではなく、さらに日没時刻は季節変化するが、この図表のみでは「ねぐらが分布していない」とはいえない。日没と出現状況を関連させる図を示して考察を正当化すること。	P644 の図 10.1.9-8 の整理結果から、日没及び日出の時間帯では他の時間帯と比較して音声ファイル数が著しく少なくなる傾向がみられており、対象事業実施区域の周辺にはコウモリ類のねぐらの分布可能性は低いものと判断したものです。
12	P646 における BD2 の高さ別の合計数が他の集計と異なる。このデータで考察することはできない。	P646 の表 10.1.9-6 に示した音声録音ファイル数は、調査期間中に録音されたすべての音声ファイルの総数を示しています。また、飛翔高度ごとの条件を統一や欠測の除外により録音ファイル数の合計が異なっています。このため、評価書において注記を追記します。
13	P713 で確認されたクロホオヒゲコウモリの計測値と写真、同定根拠を P714 に示すこと。	現地調査において、捕獲個体の前腕長や側膜、耳珠、体毛等の形態によりクロホオヒゲコウモリと同定したものです。 評価書において捕獲されたクロホオヒゲコウモリの同定根拠を追記します。

No.	意見の概要	事業者の見解
14	P798 において「バットディテクターで確認された個体には、重要な種が含まれる可能性があるが、録音または入感された音声では種の特定ができないため、確認されたすべての種を予測対象とした」と記載されているが意味不明である。それでは何のために高度別飛翔状況の調査を行ったのか。事業者は「平成 29 年 8 月 23 日風力部会資料（仮称）川内鬼太郎山風力発電事業環境影響評価方法書 補足説明資料」において（http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety_security/kankyo_furyoku/pdf/h29_13_02_01_02.pdf）、「コウモリ類については種の生息確認だけではなく、飛翔高度情報をどのように取得するのが重要と考えます。近接して送電鉄塔があるので可能であれば高度別にディテクターを設置し、データを取得するなどの工夫が必要と考えます」との意見に対して、「コウモリ類については、風況ポールにバットディテクターを設置し、高度別のコウモリ類の飛翔状況について把握に努めます。なお、送電鉄塔の利用については可能な範囲で検討致します」との見解を述べている。意見にある「重要」の意味を理解しているのか。調査をすれば準備書が通る時代ではない。	高度別飛翔状況の記録調査は、高度帯毎のコウモリ類の出現（利用）頻度の把握を目的として実施しました。このため、高度帯毎の出現頻度の比較と、気象条件等による出現頻度の違いを調査結果として整理しました。
15	さらに、同資料では「コウモリ類の高度別飛翔状況を、「地域内の風況観測ポール設置地点に 1 地点設けて調査」としています。その風況観測ポール設置点付近ではコウモリ類が（バットディテクターで）確認できない場合も考えられると思いますが、その場合はどうするのでしょうか。たとえば、バットディテクターで確認された地点付近で行うという計画は立てられないのでしょうか」との意見に対して、「コウモリ類の高度別飛翔状況の調査は、風況観測ポール設置箇所での実施を基本とします。なお、風況観測ポール設置地点付近でコウモリ類が確認されなかった場合は、バットディテクターによりコウモリ類の生息が確認された地点周辺において、高所に調査機器の設置が可能な構造物等を確認し、可能な範囲で高度別飛翔状況を把握する調査を実施することを検討します」との見解を述べており、調査の結果、コウモリ類の飛翔が確認できない BD1 については事業者が見解で述べた「バットディテクターによりコウモリ類の生息が確認された地点周辺において、高所に調査機器の設置が可能な構造物等を確認し、可能な範囲で高度別飛翔状況を把握する調査」を実施しなければ虚偽の見解を述べたことになる。	本調査では、風況観測ポール以外に高所に調査機器の設置可能な構造物は存在しておりませんでした。 なお、本調査では風況観測ポールの周辺において、バットディテクター及び捕獲調査によりコウモリ類の生息が確認されたことから、風況観測ポール設置箇所高度別飛翔状況の調査を実施しました。

No.	意見の概要	事業者の見解
16	P798 における「バットディテクターで確認された個体には、重要な種が含まれる可能性があるが、録音または入感された音声では種の特定制ができないため、確認されたすべての種を予測対象とした」との記載は、P306 の福島県知事の意見「大型風力発電機は動物の飛翔の障害物となることから、鳥類やコウモリ類の衝突(バードストライクやバットストライク)や障壁効果について十分な低減が図られるようにあらかじめ検討し、それらに対応した手法により調査を綿密にすること」を無視した予測評価の手法である。	コウモリ類の衝突(バットストライク)が生じていると考えられる高高度帯における出現頻度を把握するための調査として、高度別飛翔状況の記録を実施しました。しかしながら、本調査で得られる音声データの情報(音声データの周波数帯)では、種の特定制が困難であること、風力発電機のブレード回転域相当の高度帯での捕獲調査が困難であることから、種の推定や特定制を行わず、確認されたすべての種を予測対象としています。
17	P1119 において鳥類の専門家にコウモリ(哺乳類)のヒアリングを行うべきではない。また、意見を参考にするべきではない。	個人情報保護の観点から、専門家の公表は控えさせていただきますが、鳥類以外にも哺乳類を含む野生生物について豊富な知識と経験をお持ちであり、ヒアリングの対象者として適切であると考えています。
18	本準備書においてコウモリ類(哺乳類)の専門家にヒアリングを行わなかった理由を述べよ。	個人情報保護の観点から、専門家の公表は控えさせていただきますが、鳥類以外にも哺乳類を含む野生生物について豊富な知識と経験をお持ちであり、ヒアリングの対象者として適切であると考えています。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 6）

神奈川県川崎市在住 F 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
19	ヤマコウモリ・ヒナコウモリへの影響予測(ブレード、タワーへの接近接触)をしていない 事業者の調査結果 p639-p640 をみると、ブレードの回転範囲では、20kHz～25kHz 前後の周波数帯の音声(ヤマコウモリあるいはヒナコウモリに該当し、これらの種はいずれも重要種である)の「録音ファイル」が「1000 ファイル以上」確認されている。また方法書段階で専門家 A 氏 (p216) はヤマコウモリやヒナコウモリが生息する可能性を指摘している。 それにもかかわらず事業者は、ヤマコウモリ・ヒナコウモリについての影響予測を「故意に」行っていない。よって本準備書の内容は「適切とは言えない」。	高度別飛翔状況の記録は、高度帯毎のコウモリ類の出現頻度を把握を目的としており、高度帯毎の出現頻度の比較と、気象条件等によるコウモリ類の出現頻度の違いを整理しました。 また、本調査で得られる音声データの情報(音声データの周波数帯)では、種の特定が困難であること、風力発電機のブレード回転域相当の高度帯での捕獲調査が困難であることから、種の推定や特定を行わず、確認されたすべての種を予測対象としています。
20	ヤマコウモリまたはヒナコウモリの予測評価をすると、コウモリ類への影響が生じるのが明白になり、事業者は『稼働制限を含む保全措置』を検討せざるを得ない。 そのため、事業者は恣意的にヤマコウモリまたはヒナコウモリについての影響予測をしなかったのではないのか？	高度別飛翔状況の記録は、高度帯毎のコウモリ類の出現頻度を把握を目的としており、高度帯毎の出現頻度の比較と、気象条件等によるコウモリ類の出現頻度の違いを整理しました。 また、本調査で得られる音声データの情報(音声データの周波数帯)では、種の特定が困難であること、風力発電機のブレード回転域相当の高度帯での捕獲調査が困難であることから、種の推定や特定を行わず、確認されたすべての種を予測対象としています。
21	なぜコウモリの専門家に分析を依頼しないのか P285 住民等の意見に対し、事業者は「コウモリ類の周波数解析は今回得られた調査結果ではソナグラムに分けて整理することが困難」と回答したが、「解析ができない」ならば、なぜ別のコウモリの専門家に分析を依頼しなかったのか。合理的根拠を述べよ。	対象事業実施区域及びその周辺にはテングコウモリ属が分布しており、それらの種は飛翔環境や対象物との位置関係に応じてピーク音域がかなり広い周波数帯に変えることが知られていることから、ソナグラムに分けて整理することが困難と判断し、周波数帯域別に整理したものです。
22	p1119 コウモリ類について鳥類専門家にヒアリングを行なっているが、異分野の専門家の言うことが必ずしも正しいとは限らない。これはハロー効果という錯覚である。	個人情報保護の観点から、専門家の公表は控えさせていただきますが、鳥類以外にも哺乳類を含む野生生物について豊富な知識と経験をお持ちであり、ヒアリングの対象者として適切であると考えています。

No.	意見の概要	事業者の見解
23	p1119 鳥類専門家が「サーチライトによる目視調査について岩手県でサーチライトによる確認を行った際には、コウモリ類を確認できたことから、コウモリ類が飛翔している地域であれば個体の確認ができるはずである。 サーチライト調査で個体が確認できなかったのであれば、利用頻度は多くない可能性がある。」 と述べている。この鳥類専門家には「サーチライトで必ずコウモリが目視確認できる」というバイアス(思い込み)があるのではないか。「岩手県では、たまたまサーチライトで目視出来た」可能性もある。たとえば経済産業省の既存資料によれば、「サーチライトではコウモリ類は確認できていない」。 http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/files/tyouruityousa.pdf 本事業者が行ったサーチライト調査が「限られた時間帯や時期(わずか数日間)に行われた」ことを考慮すれば、「サーチライトにより目視出来なければ、コウモリの利用頻度は多くない」とは必ずしも言えない。つまり p1119 鳥類専門家の意見は「早まった一般化」であり「必ずしも適切とは言えない」。	サーチライトによる目視調査において、コウモリ類が確認できなかったという理由から「コウモリ類の利用頻度は多くない」と言えないということは認識しております。 あくまで、「コウモリ類の利用頻度が周辺地域と比較して相対的に多くない可能性がある」とのご助言をいただいたものと理解しています。
24	ヒメホオヒゲコウモリ、カグヤコウモリ、クロホオヒゲコウモリ、モモジロコウモリ、コテングコウモリの影響予測について 「本種は主に樹林内や林縁の地表近くを飛翔すると考えられ、ブレードの高さまで飛翔する頻度は低いと考えられることから、ブレード・タワー等への接近・接触による影響は極めて小さいと考えられる」とある。しかし森林内を飛翔する種であってもバットストライクにより死亡していることが判明している。つまり「林内を飛翔すると言われる種」であっても、「高空を利用しない(ブレードの高さまで飛翔する頻度は低い)とは言いきれない、ということだ。ヒメホオヒゲコウモリ、カグヤコウモリ、クロホオヒゲコウモリ、モモジロコウモリ、コテングコウモリは 40kHz～50kHz の声を出す、p639 を見ると、40kHz～50kHz のコウモリは高度 30m 付近(ブレード下端)でも確認されている。 よって、事業者の影響予測「本種は主に樹林内や林縁の地表近くを飛翔すると考えられ、ブレードの高さまで飛翔する頻度は低いと考えられる」は「適切とは言えない」。これは事業者の「主観」に過ぎない。	コウモリ類を含めた動植物に対する影響予測は、調査・予測手法に限らず、いずれも不確実性を伴うものと考えています。その中で、風力発電事業において、施設稼働後の実際の環境影響の有無及びその程度については、十分な知見が得られていないことから、環境保全措置を講じるものの、事後調査を実施することとしています。

No.	意見の概要	事業者の見解
25	ヒメホオヒゲコウモリ、カグヤコウモリ、クロホオヒゲコウモリ、モモジロコウモリは全てホオヒゲコウモリ属であるが、研究によれば、「ホオヒゲコウモリ属」もバットストライクにより死んでいることが判明している。 つまり定性的な予測をするならば、「ホオヒゲコウモリ属はブレード・タワー等への接近・接触による影響はある」。	コウモリ類を含めた動植物に対する影響予測は、調査・予測手法に限らず、いずれも不確実性を伴うものと考えています。その中で、風力発電事業において、施設稼働後の実際の環境影響の有無及びその程度については、十分な知見が得られていないことから、環境保全措置を講じるものの、事後調査を実施することとしています。
26	p867「コウモリ類の予測の不確実性の程度が大きい」のは、事業者が予測段階においてp1119「不適切な人物へ恣意的にヒアリング」をした結果ではないか。	個人情報保護の観点から、専門家の公表は控えさせていただきますが、鳥類以外にも哺乳類を含む野生生物について豊富な知識と経験をお持ちであり、ヒアリングの対象者として適切であると考えています。 なお、コウモリ類を含めた動植物に対する影響予測は、調査・予測手法に限らず、いずれも不確実性を伴うものと考えています。その中で、風力発電事業において、施設稼働後の実際の環境影響の有無及びその程度については、十分な知見が得られていないことから、環境保全措置を講じるものの、事後調査を実施することとしています。
27	バットストライクの予測及びフェザリングのアルゴリズムについては以下のサイトに予測ソフトが公開されているので参考にするとよい。 「WINDBAT」 (http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml)。	コウモリ類を含めた動植物に対する影響予測は、調査・予測手法に限らず、いずれも不確実性を伴うものと考えています。その中で、風力発電事業において、施設稼働後の実際の環境影響の有無及びその程度については、十分な知見が得られていないことから、環境保全措置を講じるものの、事後調査を実施することとしています。
28	上記について事業者は、日本語のコウモリ類の解析や予測手法がないので、定量的予測はできない、と回答するかもしれない。 その場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。その上で、定量的に予測を行い準備書を再提出すること。	コウモリ類を含めた動植物に対する影響予測は、調査・予測手法に限らず、いずれも不確実性を伴うものと考えています。その中で、風力発電事業において、施設稼働後の実際の環境影響の有無及びその程度については、十分な知見が得られていないことから、環境保全措置を講じるものの、事後調査を実施することとしています。
29	風力発電におけるコウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の変更」が現実的である。 最新の科学的知見によれば、コウモリの活動期間中にカットイン風速を高く設定することでバットストライクを大幅に低減できることが明らかとなっている。これは、「事業者が実施可能」な保全措置だ。	施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違いなど、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。

No.	意見の概要	事業者の見解
30	「回避」と「低減」の言葉の定義について事業者とその委託先のコンサルタントに指摘する。事業者らは「影響の回避」と「影響の低減」について、定義を本当に理解しているか。 事業者らはコウモリ類への影響に対して「ライトアップをしない」ことを掲げたが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップをしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。	「影響の回避」とは「行為(環境影響要因となる事業行為)の全体または一部を実行しないこと」または「保全の対象となるものから影響要因を遠ざけること」によって影響を回避する(発生させない)ことであり、「影響の低減」とは、「行為の実施の程度または規模を制限することによって影響を最小化すること」と認識しています。(環境省ホームページ、https://www.env.go.jp/policy/assess/5-2tech/2sizen/fureai13_1/hureai_13_1siryoushiki2.html) ライトアップをしないことにより、コウモリ類の接近・接触を発生させないことはできませんが、事業者の実行可能な範囲での影響の低減を図ることができるものと考えています。
31	回避措置(ライトアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。	ライトアップをしないことにより、コウモリ類の接近・接触を発生させないことはできませんが、事業者の実行可能な範囲での影響の低減を図ることができるものと考えています。
32	回避措置(ライトアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは「まぎれもない事実」だ。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。またナセルの隙間、ブレードの回転音、タワー周辺の植生や水たまりなどコウモリ類が誘引される要因は様々であることが示唆されている。 つまりライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。	ライトアップをしないことにより、コウモリ類の接近・接触を発生させないことはできませんが、事業者の実行可能な範囲での影響の低減を図ることができるものと考えています。

No.	意見の概要	事業者の見解
33	コウモリ類の保全措置(フェザリング)をしない根拠はなにか 事業者の調査結果から、対象事業実施区域の「ブレードの回転範囲内」を重要なコウモリ類が利用していることが判明した。「定性的予測」ならば「コウモリ類への影響がある」のは明白である。仮に「不確実性が伴う」としても、「影響がある」ならば、なぜ「フェザリング(ブレードの回転制御)等の環境保全措置」の実施を検討しないのか？カットイン風速以下のフェザリングならばコストはかからないはずだ。	施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違いなど、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。
34	「予測の不確実性」を言い訳にするな 上記について事業者は、「バットストライクの予測は不確実性が大きいので事後調査を行う。事後調査で死骸が多数確認されたら保全措置を検討する」などと回答すると思う。しかしコウモリ類について「予測に不確実性を伴う」にせよ、「定性的には少なからず影響が予測される」ので、事業者は省令(平成十年六月十二日通商産業省令第五十四号)第二十八条に従い、実行可能な範囲で影響を回避・低減するべきである。 ----- 第二十八条 特定対象事業に係る環境影響評価を行うに当たり、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置(以下「環境保全措置」という。)を検討するものとする。	施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違いなど、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。
35	国内事例の数は保全措置をしなくてよい根拠にならない 前述の意見について事業者は「国内事例が少ないのでカットイン速度を上げることやフェザリング(ブレードの回転制御)は実施しない(できない)」などの主張をするかもしれないが、「国内事例が少ない」ことは「保全措置をしなくてもよい」理由にはならず、これは論点のすり替えである。では仮に国内事例が何例以上なら保全措置を実施できるというのか。国内事例が少なくとも保全措置の実施は技術的に可能である。	施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違いなど、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。

No.	意見の概要	事業者の見解
36	国内手法の確立は保全措置をしなくてもよい根拠にならない² 前述の意見について事業者は「国内では手法が確立されていないのでカットイン速度を上げることやフェザリング(ブレードの回転制御)を実施しない(できない)」などといった主張をするかもしれないが、「カットイン風速をあげることと低風時のフェザリング」は、バットストライクを低減する効果が科学的に確認されている手法であり、事業者は「技術的に実行可能」である。また国内の他の事業者も実施を表明している。「国内では手法が確立されていないので保全措置を実施しない」という主張は、「国内の手法の確立」というあいまいな定義をもちだし、それが「保全措置をしなくてもよい」という理由にみせかけた論点のすり替えである。そもそも先行事例はあるので「国内の手法の確立」を待たなくても保全措置の実施は可能であろう。 事業者はコウモリ類への環境保全措置「カットイン速度を上げることとフェザリング(ブレードの回転制御)の環境保全措置」について「事後調査の後」まで先延ばしにせず、「準備書段階」で検討し、「運転開始時」より確実に実施すること。	施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違いなど、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。
37	「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの p3-110～111 には「カットイン風速をあげることと、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。「カットイン風速をあげること」と「低風速時のフェザリング」はバットストライクを低減する効果があることがすでに判明している保全措置である。	ライトアップをしないことにより、コウモリ類の接近・接触を発生させないことはできませんが、事業者の実行可能な範囲での影響の低減を図ることができるものと考えています。

No.	意見の概要	事業者の見解
38	「できる限りのコウモリ類の保全措置」とは「コストの全くかからない方法」か 事業者は「環境影響をできる限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのか？既存資料によればカットイン風速を高く設定し、低速時のフェザリングをすることがバットストライクを低減する効果があることが明らかとなっている。 事業者は「収益が減るからカットインを上げるなどの保全措置を実施しない」つもりであろう。カットインをあげるなどコウモリの保全措置にコストが生じるのは避けられないが、研究によればそれは無視できる程度であることが示されている(年間総出力の1%以下)。	施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違いなど、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。
39	コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時」より実施すること1 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げることやフェザリングの)保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。	施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違いなど、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。
40	コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時」より実施すること2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しい。事業者(JR 東日本エネルギー開発株式会社)のコンプライアンスポリシーを述べよ。	施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違いなど、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。
41	コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時」より実施すること3 事業者(JR 東日本エネルギー開発株式会社)及び委託先(株式会社建設環境研究所)は、「定性的にはバットストライクの発生が予測される」にも関わらず、「影響は極めて小さい」などの「非科学的な予測」を主観により行い、「(適切な保全措置をせずに)事後調査して、死骸が多数確認された場合には、必要に応じて適切な措置を講じる」としている。事業者がおこなおうとしているのは「事後調査」という名目の「実証実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺してはいけない。保全措置とは「コウモリを殺す前」から安全側で実施する行為である。	施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違いなど、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。

No.	意見の概要	事業者の見解
42	コウモリ類の事後調査について 事業者は、最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。 コウモリの事後調査は、「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べること。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必須である。「コウモリの活動量」を調べるために、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候も記録すること。	施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違いなど、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施することとしており、事後調査として実施する死骸調査に加え、運転開始後の巡視点検による確認結果も適宜活用することで、衝突の実態の把握に努めます。
43	コウモリの活動量調査は事前と事後で比較しないと意味がない 高空におけるコウモリ類の活動量は、事前と事後比較のため、同様のスペックで調査を実施する必要がある。	施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違いなど、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。
44	コウモリ類の保全措置について 国内では2010年からバットストライクが確認されており(環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書)、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き(環境省、2011)」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討されはじめた」のは最近の出来事ではない。	施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違いなど、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。
45	コウモリ類の死骸探索調査について コウモリ類の死骸は小さいため、スカベンジャーにより持ち去られて短時間で消失してしまう。この点について事業者(JR 東日本エネルギー開発株式会社)の委託先である「株式会社建設環境研究所」は異論はないはずだ。なぜなら経済産業省の委託を受けて以下の資料を作成した会社だからだ。 『複数の調査手法を用いた鳥類調査等の結果について(参考)』平成28年9月 http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/files/tyouruityousa.pdf。上記資料の「無人撮影カメラを用いた死骸残存率の確認調査(残存率調査)」によれば死骸は最短で9時間程度、最長でも152時間(6日)で消失したという。この結果を踏まえれば、コウモリについては最低でも月4回以上の死骸探索を行うべきであろう。月1~2回程度の頻度では、コウモリの事後調査として「不適切」である。	事後調査として実施する死骸調査に加え、運転開始後の巡視点検による確認結果も適宜活用することで、衝突の実態の把握に努めます。

No.	意見の概要	事業者の見解
46	コウモリ類の死骸探索調査について2 前述の意見について事業者は「生物調査員による事後調査は月2回とし、あと2回は定期点検のついでにおこなう」と回答するかもしれないが、定期点検をする者と生物調査員とではコウモリ類の死骸発見率が全く異なることが予想される。仮に、定期点検者が「点検のついで」に調査を行うのであれば(定期点検のついでにコウモリ類の死骸を見つけるのは、物理的に難しいだろうが)、「コウモリ類の死骸消失率」、「定期点検者と生物調査員、それぞれのコウモリ類の死骸発見率」を調べた上で、「適切な調査頻度を客観的に示す」こと。	事後調査として実施する死骸調査に加え、運転開始後の巡視点検による確認結果も適宜活用することで、衝突の実態の把握に努めます。
47	コウモリ類の死骸探索調査は有資格者が実施すること コウモリ類の体は非常に小さく、地面に落ちた死骸は、そう簡単には見つけられない(サッカー場の中から4～5cmの小枝を見つけるのと同じくらいの話だ)。コウモリ類の死骸探索は、観察力と集中力が必要とされる専門的な調査であり、十分な経験を積んだプロフェッショナル(生物調査員)が実施するべきである。よって、コウモリ類の死骸探索調査については、「すべて」生物分類技能検定1級(両生・爬虫・哺乳類分野)等の有資格者が実施すること。	事後調査として実施する死骸調査に加え、運転開始後の巡視点検による確認結果も適宜活用することで、衝突の実態の把握に努めます。
48	p867「多数のコウモリが死んだら保全措置を講じる」のは不適切な考え。 「死骸が多数確認された場合には、必要に応じて適切な措置を講じる」とあるが、事業者(JR東日本エネルギー開発株式会社)は何を勘違いしているのか。事業者(JR東日本エネルギー開発株式会社)は、たとえ1頭であっても「コウモリを殺す資格はない」。「必要に応じて(次世代へ命を繋ぐ)」つもりがあるならば、「多数殺す」前から適切な保全措置を「供用時から」講じよ。	施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違いなど、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 7）

埼玉県入間市在住 G 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
49	1. P216 計画段階環境配慮書によれば、専門家ヒアリングの対象である専門家 I 氏よりモリアブラコウモリ（環境省レッドデータブック絶滅危惧 I I 類）の生息に留意することと指摘されているが、準備書段階の現地調査では本種は確認されていない。モリアブラコウモリ研究の専門家として意見するが、これは捕獲確認の難しい本種に対し、不適切な時期および不適切な調査手法により実施したためにほかならない。配慮書段階からこのような絶滅の恐れの高い重要種の存在が専門家ヒアリングにより指摘されているのだから、本種の在不在を根拠を持って示せる調査時期および調査手法を採用すること。現状、この準備書に書かれていることは「モリアブラコウモリが生息するかどうかはわかりません」ということだ。調査していないと言う意味だ。	調査時期及び調査手法は、対象事業実施区域及びその周辺におけるコウモリ類相を網羅的に把握できるよう設定しています。また、調査時期及び調査手法や調査、予測及び評価の結果についても専門家等へヒアリングを行い、ご了解いただいています。
50	2. P633 高度別飛翔状況の記録の手法に「マイクは横向きに筒内に格納し、横方向の超音波を録音できるようにした」とあるが、横方向の超音波を録音する目的を説明すること。ブレードの回転範囲の天端は地上 160m に達するはずだが、風況観測ポール 50m 部分に設置したマイクはブレードの回転範囲の地上 50～160m までの範囲のコウモリの超音波を記録する目的が本来あるはずだ。であるならば通常、縦方向の録音をするのが常識だが、横方向でその目的が達し得るとするその仕組みを説明すること。	高度別飛翔状況の記録調査は、高度帯毎の活動量を把握する調査ですので、高度帯毎の出現頻度の比較のため、横方向の超音波を録音できるように設置しました。
51	3. P633 高度別飛翔状況の記録において、調査機器として採用した SM-4 のマイクの探知距離について説明すること。ブレードの回転範囲の天端である地上 160m までの範囲を飛ぶコウモリが探知可能であることを説明すること。	本調査で使用したマイクは「SMM-U1 (Wildlife Acoustics 社製)」であり、マニュアルによると探知距離は約 20m とされています。
52	4. P633 カスミ網・ハーブトラップによる捕獲に、「ハーブトラップは、1～4 時間程度の間隔で見回り捕獲の有無を確認した」とあるが、ハーブトラップを用いた調査の場合、4 時間程度の見回り時間を空けるのは怠慢であり、このような長時間本来の活動（採餌など）を阻害したのは動物虐待である。	ハーブトラップは、現地での捕獲状況に合わせて、1 時間に 1 回以上の間隔で見回り、捕獲の有無を確認しましたので、評価書において訂正します。
53	5. P633 サーチライトによる調査は、科学的意味を持たない。不要である。	「サーチライトによる確認調査」は、ハーブトラップやかすみ網の設置が困難な環境において、補足的にコウモリの飛翔状況を把握するために行っています。

No.	意見の概要	事業者の見解
54	6. P637 表 10.1.9-13 に「高度別飛翔状況の記録」の調査期間が 6 月 1 日～11 月 30 日と示されているが、この調査期間ではコウモリ類の「春の渡り」時期のデータを欠いているということだ。すなわち、渡り時期に通過するコウモリ類への影響検討(予測・評価)が半分もできていないということを示す。3 月 1 日～5 月 31 日の調査を追加すること。	「高度別飛翔状況の記録」の調査期間は、年間を通して比較的個体の活動が多い出産・保育期から分散・移動期に設定しています。
55	7. P638 「カスミ網により捕獲された個体はいなかったが、」と書いてあるが、(株)建設環境研究所の雇った下請け会社の技術がおそろしく未熟すぎる。このような山間地で「カスミ網」でコウモリが捕獲できないというのは、風力発電アセスメントでの予測・評価以前の問題だ。 風力発電アセスメントでは、ブレードに当たって死ぬ、あるいはバロトラウマで死ぬコウモリ類への影響予測が最も重要なのであるから、捕獲して種相を明らかにせねばならないのは高空を飛ぶタイプのコウモリである。すなわちそれは樹冠の上を飛ぶことの多いモリアブラコウモリ等であったり、さらにもっと高空を飛ぶヤマコウモリやヒナコウモリ等を示す。これらの高空を飛ぶコウモリ類を捕獲する調査機材が「カスミ網」である。「カスミ網」でコウモリ類が捕まえられるということは、ブレードの回転範囲を飛ぶコウモリ類は一切不明だということだ。高さ 4m までの地表すれすれのコウモリ類をハーブトラップで捕獲しても、風力発電アセスメントは成立しないことをよく認識すること。	カスミ網調査は、コウモリ類が採餌場所として利用する沢付近や移動経路として利用する林道上において、比較的高空を飛翔するコウモリ類の捕獲を目的として樹冠付近の高さまでカスミ網を設置し調査を実施しましたが、コウモリ類は捕獲されませんでした。
56	8. P638 「バットディテクターによる確認(踏査)」の調査結果(すべてコウモリ目の一種)は不要である。ヘテロダイン式バットディテクターを用いた踏査など、風力発電アセスメントでは一切意味(価値)を持たない。	「バットディテクターによる確認(踏査)」は、補足的にコウモリの飛翔状況を把握するためにを行っています。
57	9. P714 哺乳類の重要種に該当するコウモリ類が、なぜハーブトラップでしか捕獲されていないのか説明せよ。カスミ網は調査機材として有効ではないのか？カスミ網を有効に使えていないのでは？ならば高空を飛ぶコウモリ類は正確に把握できているのか？林内下層を飛ぶコウモリ類だけを捕獲して、それで無理やり予測評価しようとしてはいいか？コウモリ類に対する予測・評価を正確にできているのか？	カスミ網調査は、コウモリ類が採餌場所として利用する沢付近や移動経路として利用する林道上において、比較的高空を飛翔するコウモリ類の捕獲を目的として樹冠付近の高さまでカスミ網を設置し調査を実施しましたが、コウモリ類は捕獲されませんでした。

No.	意見の概要	事業者の見解
58	10. P797 「ライトアップを行わない」ことは環境保全措置にはならない。事実上、意味を持たない程度のことは「低減」とは言わない。貴社がそれでもそれを「低減」と言って来るのはわかっているが、それは「詭弁」である。ライトアップしていない風力発電所でもバットストライクが生じていることは、「重昆ほか(2018)静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について, 東海自然誌 11」でも明らかだ。	ライトアップをしないことにより、コウモリ類の接近・接触を発生させないことはできませんが、事業者の実行可能な範囲での影響の低減を図ることができるものと考えています。
59	11. P809～816(共通) ①「移動経路の遮断・障害」に「風力発電機群が飛翔個体の障壁として働く可能性は小さいと考えられ、」とあるが、その科学的根拠を示せ。障壁として働く可能性が小さいのならば、なぜ日本各地でバットストライクが生じているのか？	バットストライクの影響については、「タワー・ブレード等への接近・接触」において予測していますが、影響は極めて小さいと予測しています。なお、コウモリ類に対する予測結果は、不確実性を伴いますが、風力発電事業において、施設稼働後の実際の環境影響の有無及びその程度については、十分な知見が得られていないことから、環境保全措置を講じるものの、事後調査を実施し、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。
60	②「騒音による生息環境の悪化」に「低騒音型の建設機械を使用することにより低減される」とあるが、ではヒメホオヒゲコウモリ、カグヤコウモリ、クロホオヒゲコウモリ、キクガシラコウモリ、モモジロコウモリおよびコテングコウモリについて、ねぐら滞在時に許容されるデシベル数を各種ごとに科学的根拠を示すこと。	低騒音型の建設機械を使用しない場合には、建設機械の稼働による影響がより大きくなると想定されることから、低騒音型の建設機械の使用による影響低減を図ることとしたものです。
61	③「ブレード・タワー等への接近・接触」に「ブレードの高さまで飛翔する頻度は低いと考えられることから、」から衝突しないんだ、あるいはそれに類する説明がなされているが、ヒメホオヒゲコウモリ、カグヤコウモリ、クロホオヒゲコウモリ、キクガシラコウモリ、モモジロコウモリおよびコテングコウモリ各種の飛翔高度のレンジを科学的根拠をもって示せ(図鑑のコピペではなく)。特に最高飛行高度について示せ。	コウモリ類に対する予測結果は、不確実性を伴いますが、風力発電事業において、運転開始後の実際の環境影響の有無及びその程度については、十分な知見が得られていないことから、環境保全措置を講じるものの、事後調査を実施し、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。
62	④「夜間照明による誘引」に「本種の餌となる昆虫類が夜間照明によって誘引される可能性は低く、」とあるが、夜間照明をしていない風力発電所でもバットストライクは生じている。なぜ根本的な解決を見つけ出そうという努力を怠るのか？	コウモリ類に対する予測結果は、不確実性を伴いますが、風力発電事業において、運転開始後の実際の環境影響の有無及びその程度については、十分な知見が得られていないことから、環境保全措置を講じるものの、事後調査を実施し、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。

No.	意見の概要	事業者の見解
63	⑤ここまで読んで経産省環境審議顧問会風力部会の皆様も、福島県の環境審議会の皆様もお分かりだろう。この準備書の予測結果は、科学的根拠の得られないことばかり書かれている。これはただの作文である。高空を飛ぶタイプのコウモリ類は一切捕獲できない(技術がない)。高度別飛翔状況の調査はやるにはやったが、全く理解し難いことに、それは予測評価には一切反映されない。「これがデタラメ準備書の実態である」。	コウモリ類に対する予測結果は、不確実性を伴いますが、風力発電事業において、運転開始後の実際の環境影響の有無及びその程度については、十分な知見が得られていないことから、環境保全措置を講じるものの、事後調査を実施し、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。
64	12. P867 「不確実性の程度が大きい」ので「事後調査」を行うとあるが、不確実性の程度が大きいのは、貴社が雇った(株)建設環境研究所が不適切な調査を行い、科学的根拠のない不適切な予測評価をしていることに原因がある。事業を開始する前に不明点を解明し、正しい解決方法を示すのが正しい「環境アセスメント」だ。事前に解明できないことの逃げ道(方便)に「事後調査」があるわけでは無い。まず正しい調査をし、バットストライクを低減できる唯一の方法である「稼働制限」も予測評価に加えろ。	施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違いなど、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。調査結果については、専門家の確認、ご助言を頂きつつ、必要に応じて追加的な措置を検討することとしています。
65	13. P867 「事後調査」の内容に「2 週間に 1 回程度の頻度で死骸探索を行い、」とあるが 2 週間に 1 回ではスカベンジャー等によって死骸は持ち去られてしまう。1 週間に 2 回の死骸探索を、月に 2 回実施すること。実施期間は 4 月～11 月である。	事後調査として実施する死骸調査に加え、運転開始後の巡視点検による確認結果も適宜活用することで、衝突の実態の把握に努めます。
66	14. P867 「必要に応じて適切な措置を講ずる」とあるが、具体的に示せ。この文言は作文コンサルタントしか書けない環境コンサルの社員がやたらと多用するが、これを読んでいる君、本当にこれでいいと思っているか？	施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違いなど、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、事後調査の結果を踏まえ、環境影響の程度が著しいと判断する基準も含めて、専門家等の指導及び助言を得ながら必要に応じた追加的な措置を検討することとしています。
67	15. P1056 ライトアップには保全措置としての効果は事実上ない。詭弁を書くな。ライトアップをしていない風力発電所でもバットストライクは生じている。	施設の稼働に伴う環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違いなど、具体的な知見がまだ得られていないことから、事後調査として死骸調査を実施し、実態の把握に努めます。また、事後調査の結果を踏まえ、環境影響の程度が著しいと判断する基準も含めて、専門家等の指導及び助言を得ながら必要に応じた追加的な措置を検討することとしています。
68	16. P1104～1105 これまでの指摘を受けて書き直せ。	本準備書において修正すべき内容については、評価書において適宜修正します。
69	17. 補足 以上1～17までの指摘はすべてコウモリ類に関する指摘である。よって「動物」の部分の指摘に加えること。	頂いたご意見は「動物」の項目で取り扱わせていただきます。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 8）

神奈川県厚木市在住 H 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
70	絶滅危惧種トウホクサンショウウオについて、産卵期のケアはされているのでしょうか。 サンショウウオ産卵時期は3～6月です。準備書を拝見したところその期間も作業は行われるようですが、影響は無いのでしょうか。 また、サンショウウオは、生息地であれば山の水はけの悪いところなどに生息している可能性もあります。そのような場所は調査されたのでしょうか。 工事による現在の個体数の減少が少ないことは分かりました。しかし、サンショウウオは、とてもデリケートな生物です。ストレスをかけてしまうと病気にかかってしまったり、産卵を行わない可能性もあります。工事によって産卵が行われにくくなり、今後の個体数に影響することはないのか気になりました。 私の見落としだと思うのですが、工事が行われる時間は何時頃なのでしょうか。	調査経路は、対象事業実施区域及びその周辺におけるサンショウウオ類を網羅的に把握できるよう設定しました。調査及び予測評価の結果、本種の主要な生息環境は沢及びその周辺の樹林環境と考えられ、これらの改変が極力生じない事業計画としています。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 3）

東京都小平市在住 C 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
71	また、対象事業実施区域とされている場所は、阿武隈高地東縁の山稜上にあって元来比較的自然度の高い植生が残って来たところであり、特徴的な地形・地質やそれらを生活基盤とする野生生物相が見られるところである。従って、当該山林の開発計画を進めるに先立って、希少性の高いまたは学術的に重要な地形・地質の存在及び野生生物の生息がないかどうか、十分な把握をする必要がある。ところが、たとえば、当該準備書 871 頁の「図 10.1.10-1」に示された植物相に係る調査経路を見ると、対象事業実施区域外縁部の多くに調査が及んでいない。このような調査については、十分に綿密になるように追加するとともに、関連した事後調査計画を必要十分に設定して、実施するべきである。対象事業実施区域内やその近傍に分布している沢の上流部には、希少性の高い天然性のイワナの隔離個体群が残存している可能性もあるのではないか。こうした点については、その筋に特に詳しい有識者を探し、丁寧に意見聴取を加える必要がある。	動植物に係る調査経路は、対象事業実施区域及びその周辺の動植物相を網羅的に把握できるよう設定し調査を実施しました。また、調査、予測及び評価の結果については、地域の動植物相に精通している専門家等へヒアリングを行い、内容の精査をいただいています。

(6) 景観

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書9）

神奈川県厚木市在住 I 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
72	施設駐車場と御所平集落手前からの写真を見ると、とても自然豊かで景色のきれいな場所なので、風力発電機ができると嫌な思いをする人もいるのでは無いかと思います。また、貝ノ坂集落からの景観は、垂直見込角が「3.2 度であるが、近景に位置する地形の存在により風力発電機が視野に占める割合は小さいことから、影響は小さいと考えられる。」と書かれていますが、9号機は上の風車の部分がほとんど見えているので影響があるのではないかと思います。	施設駐車場や御所平集落手前からは、同じ程度の標高に同じ程度の間隔で風力発電機の並ぶ様子が視認でき、整然とした印象を与えるものと考えます。 また、貝ノ坂集落からは、風力発電機に近接して山や樹林が大きく視野を占め、風力発電機の占める割合は相対的に小さくなるため、影響も小さくなるものと考えます。なお、貝ノ坂集落の住民の方々には戸別訪問により景観を含めて説明させていただいており、事業へのご理解をいただくよう努めております。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 3）

東京都小平市在住 C 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
73	当該準備書 993 頁の「図 10. 1. 12-4(5)」及び同 994 頁の「図 10. 1. 12-4(6)」にて示されているとおり、計画施設完成後、川内村下川内の御所平集落東側後背の景観が、大型風力発電機が 10 本も林立して見えるように大幅に変わる見通しであることは、注意すべきである。これを影響が小さいと片付けることは不合理だと言わざるを得ない。 発電出力 2,000kW 級を超えるような大型の風力発電機については、何よりもその見栄えによる人の心理への影響が大きいように考えられる。その聳え立つ威容は、なかなか馴染み難いものであるため、本来は聞こえていないような騒音や低周波音さえ聞こえるように感じさせ、体調の不調を招いているようなことがあるのではないか。この点、風力発電機の意匠を関係地域住民が馴染みやすいものに工夫する等の対策が考えられるのではないか。たとえば、現在この分野で汎用されている灰白色の「環境融和塗色」は、本当に環境融和的であろうか。この点、在来地域住民の観点からは、灰白色の巨大構造物は寧ろ目立って異物に見えるのではないか。返って、古びたようにも見える黄味懸かった色の方が、落ち着いた感じに見えたりはしないか。こうした点の検討が欠けているので、そのための手法を工夫・起案して、的確な調査、予測及び評価を追加するとともに、稼働中の的確なモニタリングと対策が随時追加できるような計画としなければならない。	御所平集落からは風力発電機が 10 基程度視認できますが、同じ程度の標高に同じ程度の間隔で並ぶ様子は、整然とした印象を与えるものと考えます。 また、風力発電機の塗色につきましては、曇天、晴天等の様々な天候を考慮すると、灰白色が馴染みやすいものと考えます。
74	なお、景観に係る調査については、現在福島県浜通り地方の太平洋沿岸から見られる阿武隈高地東縁は、どこもかしこも大規模風力電源開発計画が進められている状況にあるため、太平洋沿岸を調査地点に選定した遠景の調査、予測及び評価を追加して実施する必要があると考えられる。	太平洋沿岸から対象事業実施区域までは 12～15km の距離があり、仮に風力発電機全体が視認できたとしても垂直見込角は 0.6～0.8°で「輪郭がやっとわかる。」又は「景観的にはほとんど気にならない。ガスがかかって見えにくい。」※程度であることから、景観に大きな影響を及ぼす可能性は極めて小さいものと考えます。 ※「景観対策ガイドライン(案)」(1981 年、UHV 送電特別委員会環境部会立地分科会)

2. その他の意見

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書5）

埼玉県さいたま市在住 E 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
75	本意見は要約しないこと。	原則としていただいた意見書の全文を記載することとしております。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書6）

神奈川県川崎市在住 F 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
76	意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。	原則としていただいた意見書の全文を記載することとしております。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書7）

埼玉県入間市在住 G 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
77	貴社の作為が入る恐れがあることから、本意見書の内容の改変は認めない。全文を記載する事。	原則としていただいた意見書の全文を記載することとしております。

○日刊新聞紙における公告

福島民友新聞社・福島民報新聞社（平成 30 年 10 月 30 日（火））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)川内鬼太郎山風力発電事業環境影響評価準備書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 JR 東日本エネルギー開発株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 中島 等

主たる事務所の所在地 東京都港区新橋三丁目三番十四号

二、対象事業の名称 (仮称)川内鬼太郎山風力発電事業

発電所の原動力の種類 風力(陸上)

発電所の規模 最大発電出力四万七千九百九十九キロワット

三、対象事業実施区域 福島県双葉郡川内村南東部の鬼太郎山を含む山稜上

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 福島県いわき市、双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町

五、縦覧の場所 福島県庁生活環境部環境共生課(四庁舎八階)、

福島県会津地方振興局県民環境部環境課、

福島県いわき地方振興局県民部県民生活課、

いわき市役所本庁舎二階市民ロビー、

楢葉町役場小川支所、

楢葉町役場くらし安全対策課、

富岡町役場生活環境課、

川内村役場総務課、

大熊町役場会津若松出張所企画調整課、

大熊町役場いわき出張所環境対策課、

大熊町役場中通り連絡事務所

縦覧の期間 平成三十年十月三十日(火)から

平成三十年十一月三十日(金)まで

縦覧の時間 午前八時半から午後五時十五分まで

(土・日・祝日を除く)

電子縦覧 <http://www.jr-energy-jregroup.co.jp/>

(平成三十年十月三十日(火)午前零時から平成

三十年十一月三十日(金)午後五時十五分まで)

六、意見書の提出 環境保全の見地からの意見をお持ちの方は書面に住所、

氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場

所に備え付けてあります意見書箱にご投函くださるか、平

成三十年十一月十四日(金)までに八の問い合わせ先へ郵

送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・時間 川内村コミュニティセンター(川内村上川内字小山十五)

平成三十年十一月十六日(金)午後六時半から午後八時まで

八、問い合わせ先(意見書の提出先) JR 東日本エネルギー開発株式会社

〒一〇五—〇〇〇四

新橋三丁目三番十四号田村ビル九階

電話 〇三—六〇六—六〇七六

午前十時から午後五時まで(担当 企画管理部 広報担当)

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報かわうち 11月号（平成30年11月1日発行）

お知らせ

平成30年度 行政懇談会日程について

今年度の行政懇談会を、下記日程で開催いたします。平成31年度の当初予算編成に向けた意見交換の重要な機会となりますので、皆さまのご参加を宜しくお願いいたします。

■問合せ 総務課 企画政策係
☎0240-38-2111

開催区	開催日時	開催場所
第1区	11月6日（火）午後6時～	第1区集会所
第2区	11月13日（火）午後6時～	第2区集会所
第3区	11月14日（水）午後6時～	第3区山崎文化センター
第4区	11月15日（木）午後6時～	第4区集会所
第5区	11月19日（月）午後6時～	第5区集会所
第6区	11月20日（火）午後6時～	第6区集会所
第7区	11月21日（水）午後6時～	第7区集会所
第8区	11月27日（火）午後6時～	第8区集会所

第70回 人権週間の特設相談所

昭和23年12月10日、国連総会で「世界人権宣言」が採択されました。

翌年から毎年12月10日を「人権デー」とし、12月10日を最終日とする一週間を「人権週間」としています。

福島県地方自治局及び福島県人権擁護委員連合会では、人権週間の啓発活動の一環として「特設人権相談所」を開設します。

■日時 12月6日（木）
午前10時～午後3時

■場所

川内村コミュニティセンター

■相談例

いじめ、体罰、虐待、セクハラ、パワハラ、名誉毀損、プライバシー侵害などの困りごと



■問合せ 住民課 住民係
☎0240-38-2113

環境影響評価準備書の縦覧 および説明会

環境影響評価法に基づき、「（仮称）川内鬼太郎山風力発電事業 環境影響評価準備書」を作成・縦覧に供するとともに、住民説明会を開催いたします。

■準備書の縦覧

■期間 10月30日（火）～11月30日（金）

■場所 川内村役場 総務課

■時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

※電子縦覧先

<http://www.jr-energy-jgroup.ne.jp/>

■準備書説明会の開催

■日時 11月16日（金）午後6時30分～8時

■場所 川内村コミュニティセンター

準備書について意見書を受け付けます

■提出方法 氏名および住所、環境の保全の見地からのご意見を記載し、左記まで郵送又は縦覧場所に設置された意見箱へ投函ください。

■提出締切 12月14日（金）（消印有効）

■問合せ、意見書の提出先

JR東日本エネルギー開発株式会社

（担当 企画管理部 広報担当）

〒105-0004 東京都港区新橋

3-3-14 田村ビル9階

☎03-6206-6076

Jアラートを用いた情報伝達訓練の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、Jアラート（全国瞬時警報システム）（※）を用いた訓練で、川内村以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。

<訓練実施日時> 平成30年11月21日（水） 午前11時00分ごろ

・村内に設置してある防災行政無線から、一斉に訓練放送されますので、お間違いないようお願いいたします。

（※）Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

■問合せ 住民課 住民係 ☎0240-38-2111



○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

いわき市小川支所お知らせチラシ（平成 30 年 10 月 26 日（金））

回 覧

平成 30 年 10 月 26 日発行

川内村内の風力発電事業に係る図書縦覧のお知らせ

JR東日本エネルギー開発株式会社が計画する「(仮称)川内鬼太郎山風力発電事業」に係る環境影響評価書の縦覧を実施しますのでお知らせいたします。

現在、川内村南東部の鬼太郎山を含む山稜上において、JR東日本エネルギー開発株式会社が風力発電事業の計画を進めています。福島県は、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」の中で、復興のための主要施設として再生可能エネルギーの飛躍的な推進を目指しています。この構想のひとつとして、「阿武隈地域風力発電事業の公募」が行われ、本事業者として選定されました。

このため、以下の内容で、対象事業の環境影響評価準備書の縦覧及び住民説明会を実施します。

1. 環境影響評価準備書の縦覧場所、期間

場所：福島県庁生活環境部環境共生課(西庁舎八階)、いわき市役所本庁舎一階市民ロビー、
いわき市役所小川支所、川内村役場総務課

HP 縦覧：<http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/>

期間：平成 30 年 10 月 30 日(火)～11 月 30

日(金)（意見受付は 12 月 14 日(金)まで）

時間：平日の開庁時間

2. 住民説明会の実施場所、日時

場所：川内村コミュニティセンター
(川内村上川内字小山 15)

日時：平成 30 年 11 月 16 日(金)

18 時 30 分から 20 時 00 分まで

3. 事業の場所

川内村の鬼太郎山周辺を中心とした区域
(右図の赤枠の範囲)

4. 問い合わせ先

JR東日本エネルギー開発株式会社

電話番号：03-6206-6076

〒105-0004

東京都港区新橋3丁目3番14号

担当者：企画管理部 広報担当



5. 環境影響評価準備書実施会社

株式会社 建設環境研究所



JR東日本エネルギー開発株式会社
JR - EAST Energy Development Co., Ltd.

○インターネットによる「お知らせ」

(福島県のウェブサイト)

福島県
Fukushima Prefecture
Fukushima Ken

くらし・環境 産業・復興 防災・安全 子育て・医療・福祉 観光・文化・教育 しごと・産業

福島県 ホーム > 環境までが主 > くらし・環境 > 自然・環境 > 環境保全対策 > 環境影響評価実施案件 > (仮称)川内鬼太郎山風力発電事業

環境影響評価実施案件

(仮称)川内鬼太郎山風力発電事業

更新情報

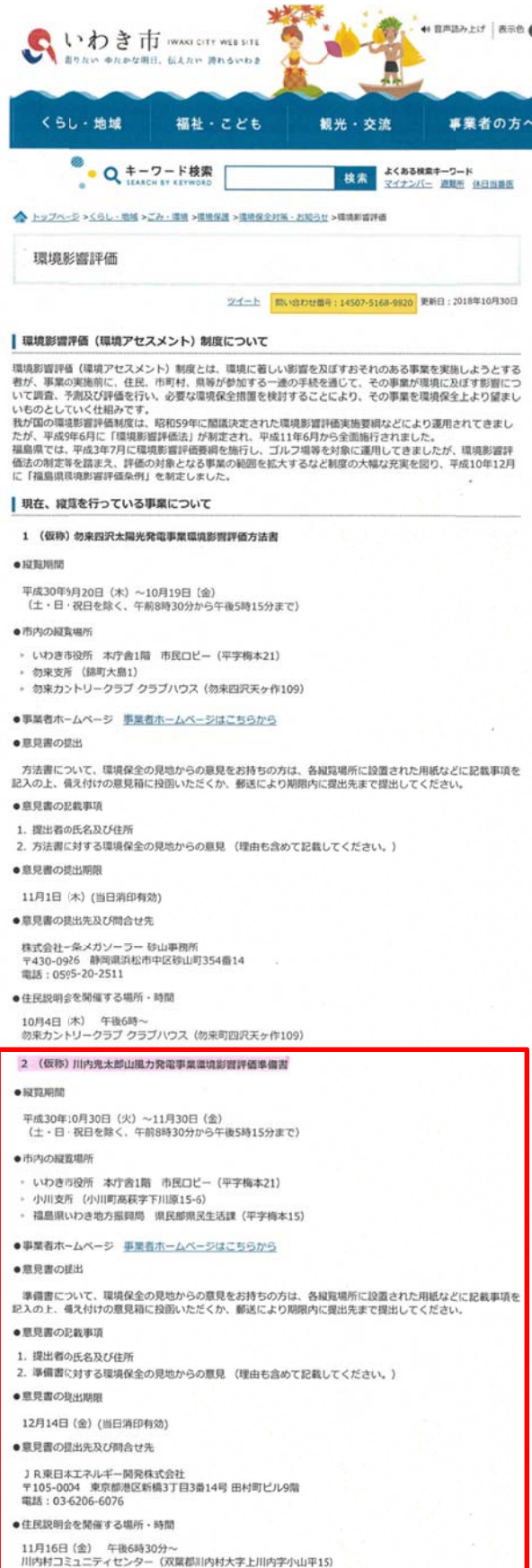
平成30年10月30日(火)、環境影響評価準備書の公表・縦覧が開始されました。

事業の名称	(仮称) 川内鬼太郎山風力発電事業		
事業者	双葉日本エネルギー開発株式会社		
事業の種類	風力発電所設置事業		
事業の実施区域	双葉郡川内村南東部の鬼太郎山を占む山頂上		
事業の規模	出力	40,799キロワット (4300kW級風力発電機を10基設置)	
関係地域(市)	いわき市、双葉郡楳葉町、富岡町、川内村及び大熊町		
配慮書	公表日		
	縦覧期間		
	縦覧場所		
	意見書提出期間		
	福島県環境影響評価審査会	開催日	
	知事意見	通知日	
方法書	公表日	平成29年3月7日(火)	
	縦覧期間	平成29年3月7日(火)～平成29年4月6日(木)	
	意見書提出期間	平成29年3月7日(火)～平成29年4月20日(木)	
	縦覧場所	福島県庁生活環境部環境共生課、福島県会津地方振興局県民環境部環境課、福島県いわき地方振興局県民部県民生活課、いわき市役所本庁舎1階市民ロビー、いわき市役所小川支所、楳葉町役場環境防災課、富岡町役場環境推進課、川内村役場税務課、大熊町役場津若松出張所企画調整課、大熊町役場いわき出張所環境対策課、大熊町役場中通り連絡事務所	
	説明会の開催	日時	平成29年3月16日(木)
		場所	川内村コミュニティセンター
	意見数	7通	
	福島県環境影響評価審査会	開催日	平成29年3月21日(火) (事業説明等) 平成29年8月1日(火) (答申(案)審議) 議事概要(PDFファイル/289KB)
	知事意見	通知日	平成29年8月10日(木) 本文(PDFファイル/550KB)
準備書	公表日	平成30年10月30日(火) 事業者ホームページ	
	縦覧期間	平成30年10月30日(火)～平成30年11月30日(金)	
	意見書提出期間	平成30年10月30日(火)～平成30年12月14日(金)	
	縦覧場所	福島県庁生活環境部環境共生課(西庁舎8階)、福島県会津地方振興局県民環境部環境課、福島県いわき地方振興局県民部県民生活課、いわき市役所本庁舎1階市民ロビー、いわき市役所小川支所、楳葉町役場くらし安全対策課、富岡町役場生活環境課、川内村役場税務課、大熊町役場津若松出張所企画調整課、大熊町役場いわき出張所環境対策課、大熊町役場中通り連絡事務所	
	説明会の開催	日時	平成30年11月16日(金) 午後6:30～午後8時
		場所	川内村コミュニティセンター(川内村上川内字小山15)
	意見数	-	
	公聴会の開催	-	
	福島県環境影響評価審査会	開催日	平成30年11月26日(月) (事業者による説明等) 議事概要(PDFファイル/282KB)
	知事意見		
評価書	公表日		
	縦覧期間		
工事着手の届出			
工事完了の届出			
事後調査報告書	公表日		
	縦覧期間		
対象事業の廃止等			
備考	本事業は、「(仮称)福島阿武隈風力発電構想」として計画段階環境配慮書の手続きがなされた後、平成29年2月14日付けで一部の事業承認をしたものです。		

(注) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

○インターネットによる「お知らせ」

(いわき市のウェブサイト)



いわき市 IWAKI CITY WEB SITE
暮らし・地域 福祉・こども 観光・交流 事業者の方へ

キーワード検索
検索

環境影響評価

環境影響評価（環境アセスメント）制度について

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする者が、事業の実施前に、住民、市町村、県等が参加する一連の手続きを通じて、その事業が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討することにより、その事業を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。

我が国の環境影響評価制度は、昭和59年に閣議決定された環境影響評価実施法などにより運用されてきましたが、平成5年6月に「環境影響評価法」が制定され、平成11年6月から全面施行されました。福島県では、平成3年7月に環境影響評価法を施行し、ゴルフ場等を対象に運用してきましたが、環境影響評価法の制定等を踏まえ、評価の対象となる事業の範囲を拡大するなど制度の大幅な充実を図り、平成10年12月に「福島県環境影響評価条例」を制定しました。

現在、審査を行っている事業について

1 (仮称) 勿来四沢太陽光発電事業環境影響評価方法書

●審査期間
平成30年9月20日（木）～10月19日（金）
（土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

●市内の縦覧場所
・ いわき市役所 本庁舎1階 市民ロビー（平字梅本21）
・ 勿来支所（跡町大島1）
・ 勿来カントリークラブ クラブハウス（勿来四沢天ヶ作109）

●事業者ホームページ [事業者ホームページはこちら](#)

●意見書の提出
方法書について、環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、各縦覧場所に設置された用紙などに記載事項を記入の上、備え付けの意見箱に投函いただくか、郵送により期限内に提出先まで提出してください。

●意見書の記載事項
1. 提出者の氏名及び住所
2. 方法書に対する環境保全の見地からの意見（理由も含めて記載してください。）

●意見書の提出期限
11月1日（木）（当日消印有効）

●意見書の提出先及び問合せ先
株式会社～栄メカソーラー 砂山事務所
〒430-0926 静岡県浜松市中区砂山町354番14
電話：055-20-2511

●住民説明会を開催する場所・時間
10月4日（木） 午後6時～
勿来カントリークラブ クラブハウス（勿来四沢天ヶ作109）

2 (仮称) 川内光太郎山風力発電事業環境影響評価準備書

●審査期間
平成30年10月30日（火）～11月30日（金）
（土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

●市内の縦覧場所
・ いわき市役所 本庁舎1階 市民ロビー（平字梅本21）
・ 小川支所（小川町高萩字下川原15-6）
・ 福島県いわき地方振興局 県民部県民生活課（平字梅本15）

●事業者ホームページ [事業者ホームページはこちら](#)

●意見書の提出
準備書について、環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、各縦覧場所に設置された用紙などに記載事項を記入の上、備え付けの意見箱に投函いただくか、郵送により期限内に提出先まで提出してください。

●意見書の記載事項
1. 提出者の氏名及び住所
2. 準備書に対する環境保全の見地からの意見（理由も含めて記載してください。）

●意見書の提出期限
12月14日（金）（当日消印有効）

●意見書の提出先及び問合せ先
J R 東日本エネルギー開発株式会社
〒105-0004 東京都港区新橋3丁目3番14号 田村町ビル9階
電話：03-6206-6076

●住民説明会を開催する場所・時間
11月16日（金） 午後6時30分～
川内村コミュニティセンター（双葉郡川内村大字上川内字小山平15）

○インターネットによる「お知らせ」

(大熊町のウェブサイト)



[ホーム](#)
[震災関連](#)
[くらし・手続き](#)
[子育て・健康・福祉](#)
[しごと・産業](#)

[ホーム](#) > [分庁ではがす](#) > [くらし・手続き](#) > [地域・まちづくり](#) > [自然環境・公園](#) > 「(仮称)川内鬼太郎山風力発電事業」の環境影響評価準備書縦覧と説明会を行います


 掲載日：2018年10月26日

ＪＲ東日本エネルギー開発では、「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)川内鬼太郎山風力発電事業 環境影響評価準備書」を縦覧し、説明会を開催します。

○ 事業の概要

事業者の名称	ＪＲ東日本エネルギー開発株式会社
代表者の氏名	代表取締役社長 中島 孝
主たる事務所の所在地	東京都港区新橋3丁目3番14号
対象事業の名称	(仮称)川内鬼太郎山風力発電事業
発電所の稼働力の種類	風力(陸上)
発電所の規模	最大発電出力40,799キロワット
対象事業実施区域	福島県双葉郡川内村南東部の鬼太郎山を含む山腹上
環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲	福島県いわき市、双葉郡楳葉町、富岡町、川内村、大熊町

○ 縦覧について

縦覧の場所

- ・福島県庁 生活環境部環境共生課(西庁舎8階)
- ・福島県会津地方振興局 県民環境部環境課
- ・福島県いわき地方振興局 県民部県民生活課
- ・いわき市役所本庁舎 1階市民ロビー
- ・いわき市役所小川支所
- ・楳葉町役場 くらし安全対策課
- ・富岡町役場 生活環境課
- ・川内村役場 総務課
- ・大熊町役場会津若松出張所 企画調整課
- ・大熊町役場いわき出張所 環境対策課
- ・大熊町役場中通り連絡事務所

縦覧の期間

平成30年10月30日(火曜日)から平成30年11月30日(金曜日)まで

縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日・日曜日・祝日を除く)

電子縦覧

ＪＲ東日本エネルギー開発株式会社ホームページ [\(http://www.jre-energy.jregroup.co.jp/\)](http://www.jre-energy.jregroup.co.jp/) <外部リンク>

平成30年10月30日(火曜日)午前0時から平成30年11月30日(金曜日)午後5時15分まで

○ 意見書の提出

環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、平成30年12月14日(金曜日)までに問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。

○ 住民説明会の開催を予定する場所・時間

場所

川内村コミュニティセンター(川内村上川内字小山15)

時間

平成30年11月16日(金曜日)午後6時30分から午後8時まで

○ 問い合わせ先(意見書の提出先)

ＪＲ東日本エネルギー開発株式会社(担当 企画管理部 広報担当)

住所：〒105-0004 東京都港区新橋3丁目3番14号 田村町ビル9階

電話番号：03-6206-6076(午前10時から午後5時まで)

○インターネットによる「お知らせ」

(富岡町のウェブサイト)



○インターネットによる「お知らせ」

(檜葉町のウェブサイト)

The screenshot shows the Naraha Town website with a green header and navigation bar. The main content area displays a notice titled 「(仮称) 川内鬼太郎山風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧について (Regarding the Vertical Review of the Draft Environmental Impact Assessment for the (former) Kawanishi Kaito Sanryu Power Generation Project). The notice is dated 2018年10月30日 (October 30, 2018). It states that the draft EIA will be available for public review from October 30, 2018 (Tuesday) to November 30, 2018 (Friday). The review location is Naraha Town Office, Community Safety Strategy Section. The notice also mentions that the draft EIA will be available for public review at the Naraha Town Office, Community Safety Strategy Section, and at the Naraha Town Office, Community Safety Strategy Section. The notice also mentions that the draft EIA will be available for public review at the Naraha Town Office, Community Safety Strategy Section, and at the Naraha Town Office, Community Safety Strategy Section.

※事業の詳細については、こちらから [事業者ホームページ](#)をご覧ください。

お問い合わせ・提出先
J R東日本エネルギー開発株式会社
〒105-0004
東京都港区新橋三丁目三番四号田村町ビル九階
TEL 03-6206-6076 (午前10時～午後5時)

○インターネットによる「お知らせ」

【電子縦覧・縦覧場所・意見書の提出について】

(JR東日本エネルギー開発株式会社 ウェブサイト)

JR東日本エネルギー開発株式会社
J-Energy Development Co., Ltd.

会社概要 Corporate Info | 事業内容 Solution | ミッション Mission | 交通アクセス Access | お問い合わせ Contact

環境アセスメントについて INFORMATION

「(仮称)川内鬼太郎山風力発電事業」に係る環境影響評価準備書の公表及び縦覧について

「(仮称)川内鬼太郎山風力発電事業に係る環境影響評価準備書」(以下、準備書)を、環境影響評価法に基づき公表します。

※準備書は、2018年10月30日(火)～2018年11月30日(金)午後05時00分までの期間中は閲覧が可能です。
 ※当社ウェブサイト以外での閲覧、閲覧期間を過ぎた場合は表示できません。
 ※当社ウェブサイト上で閲覧期間中でも、ご使用のブラウザ、プラグインが対応していない場合は表示できません。
 ※準備書閲覧時のブラウザは、Internet Explorerを推奨します。
 ※ダウンロードしての閲覧や印刷することはできません。

表紙・目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

3.1 自然的状況

3.2 社会的状況

第4章 対象事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

第6章 方法書についての意見及び事業者の見解

第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

第8章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の勧告

10.1.1 大気質(温室効果ガス)

10.1.2 大気質(粉じん等)

10.1.3 騒音

10.1.4 超低周波音(低周波音を含む)

10.1.5 振動

10.1.6 水環境

10.1.7 風車の影

10.1.8 電磁障害

10.1.9 動物(1)

10.1.9 動物(2)

10.1.9 動物(3)

10.1.9 動物(4)

10.1.10 植物

10.1.11 生態系(1)

10.1.11 生態系(2)

10.1.12 景観

10.1.13 人と自然との触れ合いの活動の場

10.1.14 景観阻害物

10.1.15 残土

10.1.16 放射線の量

10.2 環境の保全のための措置

10.3 事後調査

10.4 環境影響の総合的な評価

10.5 専門家等への意見聴取の結果

第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第12章 その他環境省令で定める事項

資料編

要約書

環境影響評価準備書に対する意見書の提出について・意見書様式

準備書の縦覧

縦覧場所

福島県庁 生活環境部 環境共生課(西庁舎6階)

福島県会津地方振興局 農林環境部 環境課

福島県いわき地方振興局 農林部 農民生活課

いわき市役所 本庁舎1階市民ロビー

いわき市役所 小川支所

楢葉町役場 環境防災課

富岡町役場 復興推進課

川内村役場 総務課

大熊町役場 会津若松出張所企画調整課

大熊町役場 いわき出張所環境対策課

大熊町役場 中通り連絡事務所

縦覧期間: 2018年10月30日(火)～2018年11月30日(金)
(土・日・祝日を除く縦覧時)

意見書には、必ず住所・氏名(法人その他の団体は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)をお書きください。
 環境影響評価準備書に対する意見の内容及びその理由を書いてください。
 住所、氏名、対象準備書の名称、意見の内容及びその理由を記入してあれば、環境影響評価準備書に対する意見書の用紙を使用しなくても結構です。
 また、電子メールでも受け付けます。

お問い合わせ先

JR東日本エネルギー開発株式会社 担当:企画管理部 広報担当
 TEL: 03-6206-6076
 時間: 午前10時00分から午後5時00分まで(土・日・祝日を除く)

○ご意見記入用紙

**「（仮称）川内鬼太郎山風力発電事業 環境影響評価準備書」
ご意見記入用紙**

「（仮称）川内鬼太郎山風力発電事業 環境影響評価準備書」について、環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項を記入の上、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函いただくか、下記の問合せ先へ郵送ください。

＜問合せ先＞ 〒105-0004 東京都港区新橋三丁目3番14号 田村町ビル9階
J R 東日本エネルギー開発株式会社 企画管理部 広報担当 宛
TEL：03-6206-6076

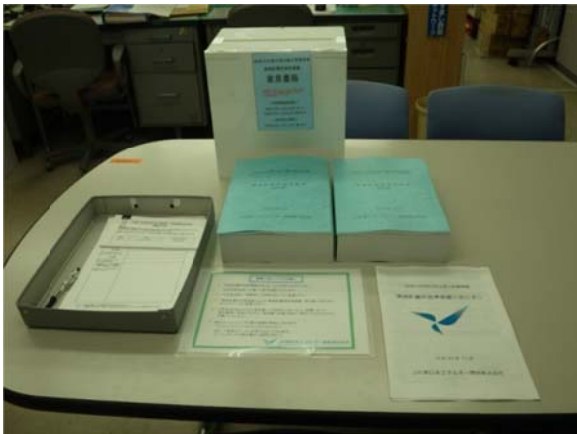
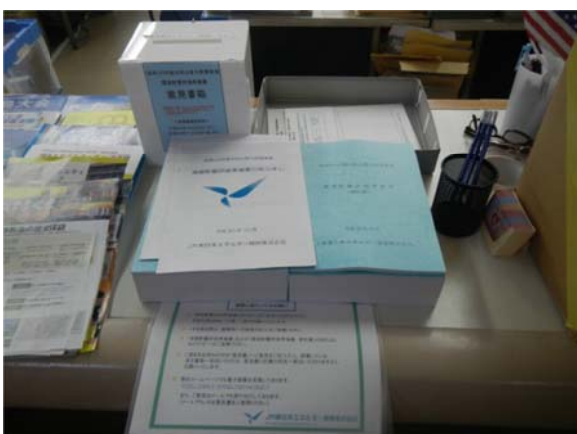
意見書の提出期限 平成30年12月14日(金) [当日消印有効]

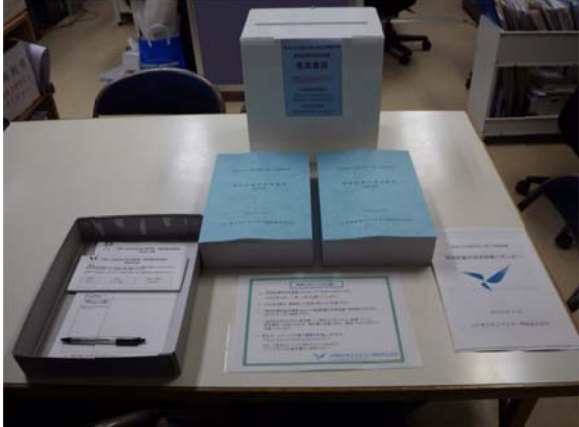
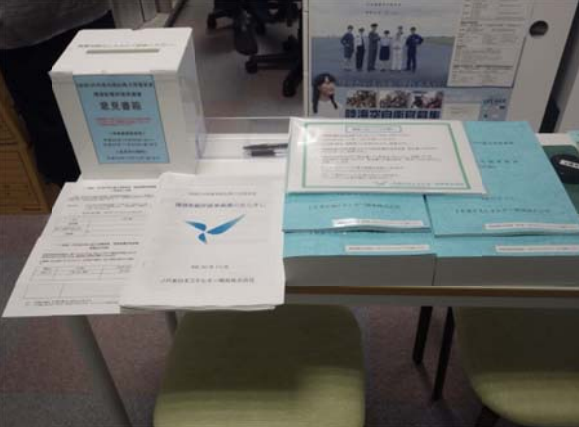
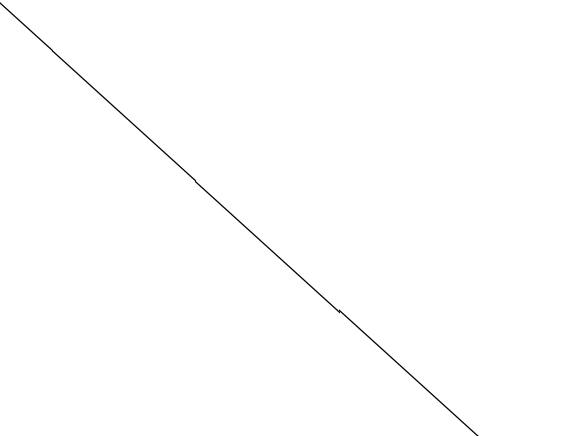
項目	ご記入欄
お名前	
※法人その他団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名	
ご住所	〒
※法人その他団体にあつては、 主たる事務所の所在地	
準備書についての環境の 保全の見地からの意見 ※日本語により、意見の理由も含めて 記載してください。	

注1：本用紙の情報は、個人情報観点から適切に取り扱います。

注2：この用紙に書ききれない場合は、裏面または同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使いください。

○関係自治体庁舎での縦覧場所の状況

	
福島県庁生活環境部環境共生課 (平成 30 年 10 月 29 日撮影)	福島県会津地方振興局県民環境部環境課 (平成 30 年 10 月 29 日撮影)
	
福島県いわき地方振興局県民部県民生活課 (平成 30 年 10 月 29 日撮影)	いわき市役所本庁舎一階市民ロビー (平成 30 年 10 月 29 日撮影)
	
いわき市役所小川支所 (平成 30 年 10 月 29 日撮影)	檜葉町役場くらし安全対策課 (平成 30 年 10 月 29 日撮影)

	
富岡町役場生活環境課 (平成 30 年 10 月 29 日撮影)	川内村役場総務課 (平成 30 年 10 月 29 日撮影)
	
大熊町役場会津若松出張所企画調整課 (平成 30 年 10 月 29 日撮影)	大熊町役場いわき出張所環境対策課 (平成 30 年 10 月 29 日撮影)
	
大熊町役場中通り連絡事務所 (平成 30 年 10 月 29 日撮影)	